

国民健康保険限度額適用認定証の更新のご案内

本庄市国民健康保険の加入者で、現在赤色の「国民健康保険限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、認定証の有効期限が7月末日までとなっています。

8月以降も引き続き制度を利用したい人は、忘れずに更新の手続きをしてください。

申請期間 7月25日(水)～8月31日(金)

受付場所

- ・保険課(市役所1階)
- ・市民福祉課(総合支所1階)

用意 国民健康保険被保険者証、印鑑(朱肉を必要とするもの)

◎限度額適用認定証とは

国民健康保険に加入している70歳未満の人が、入院治療又は高額な外来診療(4月1日から適用)を受ける場合に、限度額適用認定証を病院の窓口へ提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いになります。

入院や高額な外来診療の予定があり、この制度を利用したい人は申請が必要です。

※認定証は、申請した月の初

日から適用されます。

【ご注意ください】

国民健康保険税に滞納がある認定証の交付を受けられないことがあります。また、世帯員の中に転入や未申告等により所得不明者がいる場合には、正しい所得区分の認定証が発行されないことがあります。

★保険課 ☎1116、市民福祉課 ☎21331(内線316)

医療機関の適正受診にご協力ください

◆かかりつけ医をもちまじょう

風邪などの軽い病気であれば、大きな病院でも身近な開業医でも治療内容はほとんど変わりません。自宅近くの開業医をかかりつけ医に選び、必要な場合に適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

◆時間外受診は控えまじょう

診療時間外に受診すると、医療費が加算されます。また、緊急を要する重症患者への治療に支障をきたすこともあり

ます。緊急の場合以外は、診療時間内に受診しましょう。

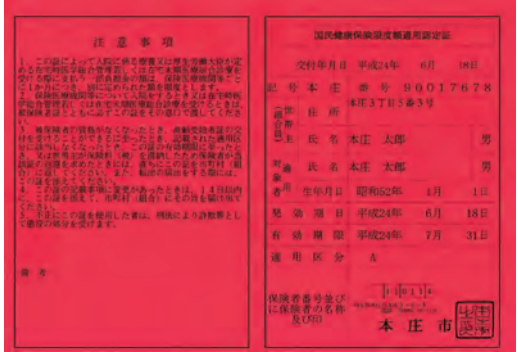
◆重複受診はやめまじょう

重複受診は、その度に初診料がかかります。また何度も検査や処置、投薬などを行うことになり、体にも負担がかかります。同じ病気で複数の医療機関を自己判断のみで受診するのはやめましょう。

◆ジェネリック医薬品を活用まじょう

ジェネリック医薬品は新薬と同様に、薬事法に基づき厚

生労働省から承認されている薬で、安全性も効き目も立証されています。医師の指示がある場合を除き、ジェネリック医薬品に変更できます。医師や薬剤師に相談し、積極的に活用しましょう。



限度額適用認定証(見本)

ひとり親家庭等医療費支給制度を「ご存じですか」

ひとり親家庭等医療費支給制度は、母子家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども
- ・養育者(親がいないため、親に代わって子どもを育て

留意

- ①申請者と子どもの健康保険証
- ②通帳(申請者名義のもの)
- ③印鑑(朱肉を必要とするもの)
- ④申請者と子どもの戸籍謄本(申請者が養育者であるときは子どもの父母の戸籍又は除籍謄本も必要)
- ⑤所得・課税証明書(平成24年1月1日の住所が市外の人)

◆年に1度は検診を受けまじょう

病気の発見が遅れると病気が進行するばかりでなく、治療期間の長期化や医療費の負担増にもつながります。病気の予防、早期発見・治療のためにも年に1度は特定検診や人間ドックを受けましょう。

※児童扶養手当を受けている人又は申請中の人は、児童扶養手当申請書を提示することで④の書類を省略できます。

※他の書類が必要となることもありしますので、申請前に左記へお問い合わせください。

★保険課 ☎1116

福祉課 ☎21331(内線316)

★保険課 ☎1245、市民福祉課 ☎21331(内線316)

犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務づけられています。

新たに犬を飼い始めた人や未登録の犬を飼っている人は、犬の登録をしてください。

また、平成24年度の集合狂犬病予防注射の日程は終了しましたが、狂犬病予防注射は最寄りの動物病院等で受けられます。集合注射で予防注射を受けなかった場合は、動物病院等で必ず受けてください。(予防注射料金は、動物病院ごとに異なります。)

◎犬の登録

本庄市保健センター又は市民福祉課(総合支所1階)で登録手続きを行っています。登録すると、犬鑑札が交付されます。

◎登録料 3,000円(1頭)

◎狂犬病予防注射済票の交付

動物病院等で狂犬病予防注射を受けた後、獣医師が発行する注射済証明書を持参し、本庄市保健センター又は市民福祉課へお越しください。狂犬病予防注射済票を交付しま

す。

注射済票交付手数料 550

円(1頭)

※動物病院等で注射する場合は、その場で犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を受けられる動物病院(本庄市・児玉郡内)もありますので、直接、動物病院等へお問い合わせください。

※犬の鑑札と注射済票は、飼い犬の首輪などに装着してください。

・市外からの転入

転入前の市区町村で交付された鑑札又はその他登録済であることがわかるものを持参し、本庄市保健センター又は市民福祉課へお越しください。犬鑑札を無償で交付します。

・市外への転出

本庄市で交付された鑑札を、転出先の市区町村に持参し、手続きをお願いします。

※犬の死亡・犬の登録事項に変更があった場合は左記へ
★本庄市保健センター ☎22-003

平成24年度児玉郡市広域市町村圏組合職員採用試験を実施します

●試験区分 消防職員(一般)・消防職員(救急救命士)

●採用予定人数 8人程度

●受験資格

①消防職員(一般)

・昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人

②消防職員(救急救命士)

・救急救命士の資格を有する人又は申込日において、すでに救急救命士国家試験に合格し、平成25年3月31日までに資格を取得する見込みの人で、昭和57年4月2日以降に生まれた人

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

・日本国籍を有しない人

・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当する人

●試験日

〈一次試験〉 9月16日(日)

教養試験・消防適正検査・作文試験を行います。

〈二次試験〉 10月下旬を予定

一次試験合格者を対象に、体力試験・集団討論面接試験を行います。

〈三次試験〉 11月中旬を予定

二次試験合格者を対象に、個人面接試験を行います。

・身体検査 11月下旬を予定

成績上位者を対象に、身体検査を行います。

●受付期間

8月1日(水)~7日(火)

午前8時30分~午後5時15分

●申込手続

応募書類に必要事項を記入のうえ、児玉郡市広域市町村圏組合総務課へ受験者本人が持参

※救急救命士の受験を希望する場合は、受験資格を満たす書類を持参してください。

●応募書類

児玉郡市広域市町村圏組合総務課で配布

※郵送による請求の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(A4版が入る封筒に140円切手を貼付し、宛名を記入)を同封してください。

応募書類の請求及びお問い合わせ先

〒367-0204 児玉町蛭川915-1

児玉郡市広域市町村圏組合 総務課管理係

☎22241

